

令和 8 年度 京都市立京都御池中学校「学校いじめ防止基本方針」

I 総則

(1) 目的

いじめは、子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。また、誰もが、いじめられる側にもいじめる側にもなりうるものである。

本方針は、「自ら思考して行動することができる生徒の育成～輝き合い、育ち合う、魅力あふれるコミュニティ・スクール～」という学校教育目標の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条、京都市いじめの防止等取組指針（平成29年9月改定）に基づき、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、及び内容を示すものである。

(2) 基本理念

- ① 全ての生徒が「正義感や公正さを重んずる心」「生命を大切にし、人権を尊重する心」「他人を思いやる心や社会貢献の精神」「道徳的価値を大切にすること」等に加え社会の一員としての確かな規範意識を身に付けるとともに、他者へのいじめを行わないことはもとより、生徒自身がいじめの防止等の取組の当事者として、その解決に向けた主体的、積極的な取組を行うことができるように育まれること。
- ② いじめの問題の解決に当たっては、いじめを受けた生徒の心に寄り添った対応を、いじめを行った生徒に対しては、単に表面的な言動のみをとらえるのではなく、そのいじめを行うこととなった背景も踏まえた対応を、迅速かつ的確に行い、再びいじめを行うことのないように対処すること。
- ③ いじめを受けた生徒の保護者はもとより、いじめを行った生徒の言動に困りを感じている保護者についても、相談体制の整備をはじめ、必要な支援が行われること。

2 いじめ対策委員会

生徒指導委員会（いじめ対策委員会）、生徒指導・補導係会

[実施予定] 週1回（＊緊急に対応を要する場合は、この限りではない）

[構成員] 学校長 教頭 生徒指導部長 補導主任 各学年補導係 養護教諭 6年担当
生徒会主任 登校支援・教育相談係 総合育成支援教育主任 LD通級担当
スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー

[内 容]

- ・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に生かす。
- ・問題行動に対する未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。
- ・問題行動を起こした生徒への支援・指導を検討し実践する。
- ・いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら、問題解決まで被害・加害双方に対し、指導・支援を行う。
- ・いじめに関する情報を教職員個人で抱え込んだり、対応不要であると判断したりせず、情報と共有化を行い、組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組む。
- ・年度当初の全校集会にて、生徒に方針や役割などを説明し、構成員の周知を行う。また、保護者に対しては、PTA運営委員会や学校だよりを通して周知する。

3 学校いじめ防止プログラム

学校におけるいじめの未然防止のための取組

学習環境の整備

- ・各学年で指導すべき基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、すべての生徒に学習基盤の定着を図る。
- ・読解班ごとのマグネットシートやマーカーを揃え、小集団活動を充実させる。
- ・生活委員の取組の一つとして、授業の始まりと終わりの号令をしっかりと行うことにより、生徒たちが学習に向かう姿勢を整える。
- ・日常的に学習規律（学びの作法）の確立に努め、生徒の特性を把握し効果的な学習形態を工夫することで生徒が安心して学習に臨める環境づくりを行う。

授業改善の充実

- ・「未来に輝く小中一貫コミュニティ・スクールの創造」という小中一貫教育の目標の下、1年～9年まで9年間のカリキュラムに基づく授業計画を作成している。それをもとに、生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感し、学習に対する興味・関心を高める授業を行うために、指導法の工夫や改善を行う。特に、学力向上に向けて、「読解力の育成」に重点をおき、考えさせる場面や情報を読み解く活動を取り入れ、思考力や情報活用力の育成に力を入れる。また、発言・発表の場面を増やし、表現力やプレゼンテーション能力及びコミュニケーション能力を育成する。
- ・OGGTプロジェクトのもと、公開授業、授業研究、また、支部授業研修会などを通じて生徒がわかる授業づくりに努める。

道徳教育の充実

- ・生徒の道徳的実践力を育むため、道徳の授業はもとより教育活動全体を通じて道徳教育の充実をはかる。そのためにこれまで行っている道徳の授業のカリキュラムを大切にしながらも、いじめの防止対策の基礎となる道徳的資質を培うため、各学年の実態に合わせて独自の教材も作りながら、学級単位だけでなく、学年単位でも道徳の授業を行い、生徒・保護者・地域とともに集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育む。

人権教育の充実

- ・「自分自身を大切にすると共に、周りの人をも大切にできる生徒の育成」「人としてあるべき人権感覚と正しい知識を持ち、人権に関してとるべき行動をとれる生徒の育成」という本校の人権教育基本方針のもと、人権教育の充実をはかる。

生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・職業体験やボランティア活動等の体験活動や教科・総合的な学習の時間、特別活動と道徳の時間との関連を図り、道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図る。（横断的カリキュラムの活用）

生徒同士の絆づくり

- ・「人、物、時を大切にする心を育てる取組を通して、自己有用感を高め、自分の生き方を見つめることができる生徒を育てる」という生徒指導目標のもと、学級経営・学年経営・教科指導・生徒会指導・学校行事・部活動指導など、あらゆる学校教育活動を『他者との関わり（関係性）を深めるという視点』から取り組む。特に、生徒会活動や生徒の主体的・自発的な活動では、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己有用感を高め自己実現につなげる指導を進める。そのためにも、日常の生徒会活動の活性化を図る。

全教職員へのいじめ防止に対する基本的な考え方の共有と徹底

- ・学校基本方針の意義や内容を教職員に徹底し、その中核的内容として年間の学校教育活動全体を通じた体系的な取組の計画を定める。（年間計画参照）
- ・いじめ防止対策の取組状況等を学校評価に位置づけ点検・評価を行い、必要に応じて改善を行う。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

日常の生徒に関する情報共有

- ・ 日常の生徒観察や随時の教育相談、学級日誌や教科担任との情報交換などあらゆる機会を捉えて生徒のささいな変化に気づき、生徒の実態把握に努める。そして、その情報を確実に共有し、その情報を分析し速やかに対応する。情報伝達・共有に関しては口頭だけでなくメモ等を活用して確実に行う。また、保護者や地域との連携を細かく丁寧に行い生徒の変化を早期に発見する。今まで当たり前だと思ってきたことを点検し、意識的・積極的に活用していく。

生徒に対する定期的な調査

- ・ 日常の生徒観察に加えいじめに関する記名式アンケート、クラスマネジメントシートを複数回実施し、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。また、結果から背景をさぐり早期の支援・指導を行う。
- ・ 日常の随時の教育相談はもちろんのこと、教育相談週間を設定し、前述のクラスマネジメントシート等生徒を多面的に観察・理解できるツールを活用して構造的な面談の中で生徒の育ちや困りを傾聴し、ともに伸長・改善する方向を探る。保護者や地域、関係機関の支援が必要な場合は、学年・学校として協議し適宜適切な支援・指導を行う。

上記調査等の結果の検証及び組織的な対応

- ・ アンケート結果については、生徒に丁寧な聴き取りを実施し、各クラス・各学年間だけではなく、いじめ対策委員会で共有し、各校におけるいじめの早期発見・適切な初期対応等、いじめの問題の取組の推進や生徒指導に活用する。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

基本的な考え方

- ・ 初期段階のいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、解決に向けた取組を行う。
- ・ いじめに関する情報を教職員個人が抱え込むことなく、いじめ対策委員会等の組織で、情報の集約と共有を徹底する。
- ・ いじめに対する措置については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた生徒又は保護者への支援、いじめを行った生徒への指導又は保護者への助言、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、警察との連携などの適切な措置を講ずる。
- ・ いじめを行った生徒、受けた生徒のみならず、周囲の生徒の状況を把握し、指導を行う。

（個人情報取扱い）＊京都市いじめの防止等取組指針より

いじめの防止等の取組を推進するに当たっては、個人情報の取扱いについて、京都市個人情報保護条例等の関係法令の規定に十分に留意のうえ、関係者間での情報の共有化等を適切に行うものとする。

いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

＊【別記Ⅰ】フローチャート図参照

インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・ 京都市教育委員会・京都府警本部等と連携し「非行防止教室」「ケータイ教室」を実施する。インターネットやスマホ、携帯電話の利用について、危険性はもちろんのこと問題行動全般に関する未然防止の啓発・指導に努める。
- ・ 日常の生徒同士の関わりの中に適宜介入し、生徒のソーシャルスキルの向上に努め、生徒一人一人の居場所づくりに努める。
- ・ 教科指導（社会科、技術・家庭科）の中で情報リテラシーを涵養する。
- ・ P T A 活動や地域生徒指導連絡協議会、関係諸団体の活動を通じて保護者や地域への啓発活動を行う。

「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

＊いじめの定義 ＊京都市いじめの防止等に関する条例第2条

子どもに対して、当該子どもが在籍する学校に在籍している等当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの（当該子どもが心身の苦痛を感じていなくても、他の子どもであれば心身の苦痛を感じる蓋然性が高いものを含む。）をいう。

＊いじめの解消の定義 ＊京都市いじめの防止等取組指針（平成29年9月改定）

謝罪とその受入れをもって、いじめが解消したと安易に判断するのではなく、解決したと思われる事案が再発したりすることのないよう、注意深く観察する必要がある。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して解消しているかどうかを判断するものとする。

- ・ いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた生徒・いじめを行った生徒の様子を含め状況を注視し、いじめ対策委員会でその状況を共有する。

- ・ いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

なお、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒について、日常的に注意深く観察する。

（４）教職員の資質能力向上の取り組み

校内研修会でいじめ防止対策に関する研修を実施する。

- ・ 内容と時期 4月 「年間計画と役割の明確化」「いじめ防止プログラムの確認」
5月 「いじめに関して、気になる生徒の情報交換」
「学校評価項目の確認」「生徒共通理解」
8月 「4～7月のいじめ事案の経過の共有」「小中の情報交換」
1・2月 「今年度の反省と来年度への課題の共有」
3月 「年間を通してのいじめ事案の経過の共有」
「来年度のいじめ防止基本方針について」
- ・ 日常的に生徒の動向の情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに観察視点の多角化に努める。

4 保護者・地域、関係機関との連携

保護者・地域への情報発信

- ・ より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、自由参観週間や懇談会のみならず、学校運営協議会やPTA、地域生徒指導連絡協議会など地域の関係団体に積極的に情報を提供するなど、連携を促進し、地域社会・家庭が協働する体制の充実を図る。

保護者の啓発

- ・ 「子どもを共に育む京都市民憲章」を保護者・地域に広く周知し、共に子育てを進める。
- ・ 機会を捉えいじめ防止対策推進法の趣旨を保護者・地域に広く周知し、いじめの解消が保護者の理解、協力なしに進まないことの理解を広く求める。具体的には、『いじめられていないか？』と同等、『他の子どもをいじめていないか？』の家庭・地域での声かけを生み出していけるようにする。

共同の取組

- ・ けやきプロジェクトとの連携をはかり、「しゃべり場」や「おもてなし」、「土曜学習会」「ボランティア」など、地域の方々との関わりを深める。また、各行事において「おいけあした保育園」「御池老人デイサービスセンター」との交流を図る。

5 重大事態への対処

基本的な考え方

- ・ 重大事態は、法において、次のとおり定義されている。

いじめ防止対策推進法第28条 第1項

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

重大事態が発生したときの対応

- ・ いじめの未然防止及び早期発見、いじめに対する迅速かつ適切な対応のための取組を行い、重大事態に至ることのないように全力をつくす。万が一、重大事態が発生した場合には、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた生徒及びその保護者に、調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

6 年間計画

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催 や教職員の資質能力向上（校内研修）の 取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認 知の取組	保護者等への発信 関係機関との連携
4	◇いじめ対策委員会 「校内体制や組織的対応の共有」 「生徒・保護者への広報について」 ◆職員会議 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 ◆校内生徒指導研修会① 「児童生徒共通理解」「小中情報共有」 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム PDCA サイクル の確認」	・ 入学式 ・ 学級開き ・ 全校集会で生徒に説明 「いじめ対策委員の紹介」 ・ 生徒会歓迎会 ・ 学級目標決め ・ 服育講演【7年】 ・ 非行防止教室【8年】	・ 前年度のいじめに関 する記名式アンケ ート・クラスマネジ メントシートにつ いて確認と共有	・ 学校説明会で 保護者啓発 ・ 授業参観 ・ 家庭訪問週間
5	◇いじめ対策委員会 「未然防止に向けた取組の確認」 「クラスマネジメントシートの実施に向け て」 ◆校内生徒指導研修会② 「気になる生徒の情報交換」 「学校評価項目の確認」 「生徒共通理解」	・ 憲法月間の講話 【9年】修学旅行 【8年】職場体験	・ 教育相談の実施①	・ 家庭訪問週間 ・ 自由参観週間 ・ 学校運営協議 会 ・ 地域パトロー ル

6	◇いじめ対策委員会 「クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有と対策」 「いじめに関する記名式アンケートの実施に向けて」	・学区別集会 ・生徒総会	・第1回いじめに関する記名式アンケートの実施、学年集約と共有① ・第1回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有①	・学校運営協議会 ・地域生徒指導連絡協議会 ・部活動保護者会
7	◇いじめ対策委員会 「夏季休業前の情報交換」 「夏季休業中の生活について」 ◇臨時いじめ対策委員会 「情報の共有と組織的対応」	・夏季休業を迎えるにあたっての心構え ・夏季学習会 ・夏季大会激励会 ・学年集会 ・生徒会リーダー研修会 ・しゃべり場 【9年】薬物乱用防止教室		・三者懇談会 ・家庭教育講座 ・しゃべり場 ・地域パトロール ・学校評価の実施
8	◇いじめ対策委員会 「いじめ防止プログラムの見直し① PDCA サイクル」 「不登校生徒への関わりについて」 「自殺予防について」 ◆校内生徒指導研修会③ 「4月～7月のいじめ事案の経過の共有」 「小中の情報共有」	・生徒会支部交流会 ・全市中学生会議 ・夏季学習会	・夏休み明けの生徒の様子を学年で共有、組織的対応の検討	・地域ボランティア
9	◇いじめ対策委員会 「夏休み明けの生徒の様子について」 「学校評価の実施に向けて」	・O i k e フェスティバルに向けての取組 ・フェスティバル文化の部 ・合唱祭	・フェスティバル取り組み中の様子観察	
10	◇いじめ対策委員会 「学校評価の結果について① PDCA サイクル」 「第2回いじめに関する記名式アンケート実施に向けて」 ◇臨時いじめ対策委員会 「情報の共有と組織的対応」	・フェスティバル体育の部 ・生徒会本部役員選挙	・第2回いじめに関する記名式アンケートの実施、学年集約と共有② ・教育相談の実施②（9年進路相談）	・学校運営協議会 ・進路保護者会
11	◇いじめ対策委員会 「学校評価を受けて改善策を考える」 「年間の取組の見直し①」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」	・生徒会本部研修会	・第2回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有②	

1 2	◇いじめ対策委員会 「アンケート調査・クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有」 「いじめ防止プログラムの見直し② PDCA サイクル」 「次年度の基本方針の見直しと作業について」	・人権学習 ・人権標語の作成と発表 ・冬季休業を迎えるにあたっての心構え ・学年集会 ・【7年】防煙教室		・三者懇談会 ・学校評価の実施
1	◇いじめ対策委員会 「9月～12月のいじめ事案の経過の共有」 ◆年間反省①（部会） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」	・小中連携の情報の集約について		・家庭教育講座 ・入学説明会 ・授業参観
2	◇いじめ対策委員会 「学校評価の結果について② PDCA サイクル」 「次年度の学校いじめ防止基本方針の確認」 ◆年間反省②（全体会） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」	性に関する指導 8年		・学校運営協議会 ・地域生徒指導連絡協議会
3	◇いじめ対策委員会 「学校評価の結果について② PDCA サイクル」 「いじめ防止プログラムの見直し③ PDCA サイクル」 ◆職員会議 「年間を通してのいじめ事案の経過の共有」 「来年度のいじめ防止基本方針について」	・9年生を送る会 ・卒業式 ・学級のまとめ ・学年集会 ・性に関する指導 7・9年 ・【9年】卒業前行事	・いじめに関する記名式アンケート保管 ・クラスマネジメントシートデータ保管	

※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- ・ 「学校いじめ防止プログラムの見直し」（PDCAサイクル 8月・12月・3月）
- ・ 「いじめに関する記名式アンケート」（6月・10月）「クラスマネジメントシート」（6月・11月）「教育相談」
- ・ 「いじめの防止等の対策のための組織の会議（定例 いじめ対策委員会）」
- ・ 「校内生徒指導研修」
- ・ 「授業参観」「学級懇談会」「自由参観週間」「学校運営協議会」

※ 無記名式いじめアンケートについては、必要に応じて適宜実施する。

※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、「学習環境の整備」や「授業改善」はもとより、「道德教育」「人権教育の充実」「体験活動」「特別活動」については日常的に実施する。すべての教育活動を通して、生徒の良好な人間関係の構築と充実を目指している。

※ いじめ事案の発覚時は、「いじめ対策委員会」を、臨時で速やかに開催する。

事案の経過や解消の確認（指導等が終わり、安心できる状況が3か月経過）については、その後の定例の「いじめ対策委員会」で、随時行い情報等を共有する。

【別記Ⅰ】 ≪いじめ事案に対する組織的な対応の流れ≫

前提となる基本事項

『学校いじめ防止基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の 確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・生徒同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

予 防

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない
観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない
対応

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた生徒と、いじめを行った生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめる。

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。

[認識の共有化・行動の一元化]

心の通った
指導

【生徒への指導・支援】

- いじめを受けた生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の 姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害生徒を見守るとともに、必要に応じて S C、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、**再発防止**に向けた指導を行う。
- 周囲の生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた生徒・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係生徒、保護者が一堂に集まり 謝罪をする場をもつ。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が**少なくとも3か月間**止んでいること（救済）
 - ②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
- ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。